

社会福祉法人 湊田福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人湊田福社会の役員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1に定める額を上限に報酬及び費用弁償を支払うことができる。ただし、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び費用弁償はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1に定める額を上限に報酬及び費用弁償を支払うことができる。ただし、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び費用弁償はこれを支払わないものとする。

(役員等の勤務報酬等)

第4条 役員等の報酬については、その役にあることのみによって支払わない。

2 役員等が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 前項の規定は、役員等が法人職員と兼務がない場合においてのみ適用される。

4 地区外の出張にあつて、交通費の実費が、費用弁償に規定される額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表1により費用弁償及び宿泊費等を支給することができる。

2 地区外の出張にあつて、交通費の実費が、費用弁償に規定される額を超える場合には、その実費とする。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(附 則)

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表1

名 称	報 酬	費用弁償	宿泊費
理事長業務報酬等(日額)	0 円	5,000 円	12,000 円
理事及び評議員業務報酬等(日額)	0 円	5,000 円	12,000 円
監事監査指導報酬等(日額)	0 円	5,000 円	12,000 円